

全ト協発第634号(輸)

平成30年3月16日

各団体の代表 殿

公益社団法人全日本トラック協会

会 長 坂本 克



会員の皆様へのご案内のお願いについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊協会の活動全般に亘りまして、格段のご高配を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

私ども全日本トラック協会では、輸送中における商品の事故防止に取り組んでおりますが、「混載便（特別積合せ輸送）」扱いでお届けした貨物が中身の商品には異常、損傷がないにもかかわらず、荷受けをお断りされるケースが最近発生しております。

それらの多くは、外装の段ボール表面の擦れや角の潰れを伴っており、こうしたことからお受け取りをいただけないと思われまます。実際に、事業者を対象に、到着貨物の破損現状の調査を行ったところ、外装異常が原因とされるものが貨物事故全体の約3割を占めるに至りました。

「混載便（特別積合せ輸送）」扱いでは、一車貸切輸送と違い、他の貨物と積み合わせで積載し、また、途中での積み替えも発生いたします。そのため、段ボール表面の擦れの発生や角潰れが発生する確率が高くなってしまいます。

この度、全日本トラック協会では、こうした実態を広くご理解いただくために、別紙のリーフレットを作成いたしました。つきましては、貴団体傘下会員事業者の皆様へこうした実情をご賢察いただきますよう、ご案内を宜しくお願い申し上げます。

最後になりますが、貴団体の今後の益々のご発展をお祈り申し上げます。

敬 具

混載輸送に適切な梱包となっていますか？

輸送梱包の見直しを お願いします。

中身に影響の無い梱包(外装)の**軽微な
損傷**による**受取拒否**が、**再配送・再梱包**
など**事業者の負担**となっています。



貨物事故の3割は 外装異常によるものです。

全日本トラック協会が平成26年に行った
混載貨物輸送による貨物事故調査によると
荷受人様に受け取りを断られた配達貨物の約3割が
中身の商品に異常のない「外装異常」によるものでした



【貨物事故に関する調査結果(平成26年)】

特積み(混載)・宅配貨物輸送の特徴を
ご理解いただきご協力をお願いいたします。



公益社団法人
全日本トラック協会
物流ネットワーク委員会

主催：(株) エスラインギフ、岡山県貨物運送(株)、近物レックス(株)、佐川急便(株)、札幌自動車運輸(株)、信越定期自動車(株)、西濃運輸(株)、センコー(株)、第一貨物(株)、中越運送(株)、トナミ運輸(株)、新潟運輸(株)、日通トランスポート(株)、日本通運(株)、(株)博運社、福山通運(株)、松岡満運輸(株)、三豊運送(株)、名鉄運輸(株)、ヤマト運輸(株)

協賛：(一社) 日本物流団体連合会
(一社) 日本倉庫協会
(一社) 航空貨物運送協会
(公社) 全国通運連盟

http://www.jta.or.jp/yuso/gaisou_onegai/gaisou_onegai2018.html

全ト協 輸送梱包

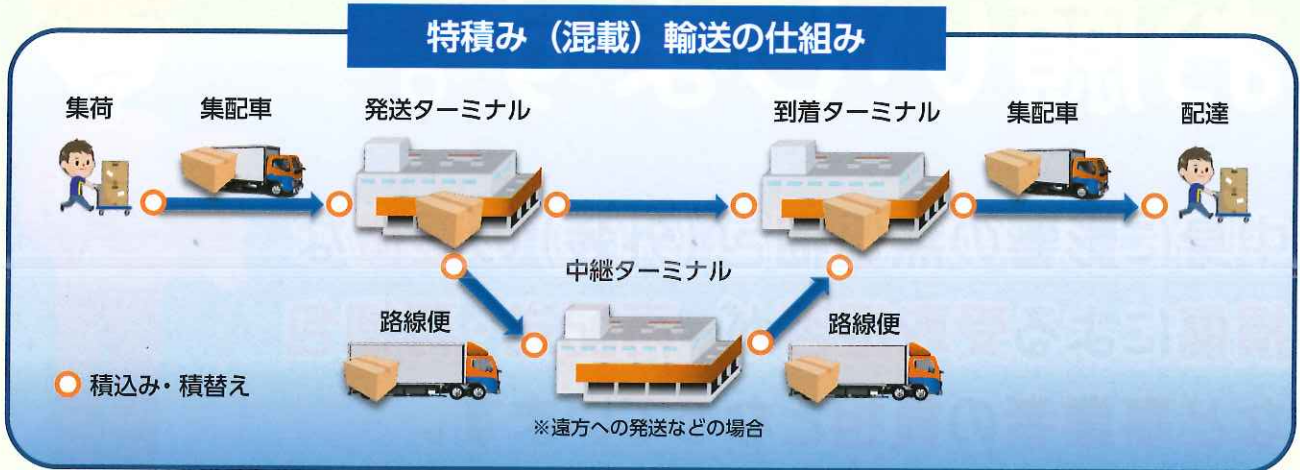
検索

● 中身の商品に異常がなく、損害賠償に応じられない事例、
必要な梱包事例等を確認したい場合はこちらから



特積み(混載)・宅配輸送の特徴

- ①特積み(混載)・宅配輸送は、不特定多数の荷送人毎に形状が異なる荷物をトラックへ効率よく積載する関係から、荷物同士の接触が発生しやすくなります。
- ②集荷から配達まで最低6回以上の積卸し、積替えが行われ、ターミナルでは自動仕分け装置等による機械仕分けもありますので、それらに耐えうる梱包が必要です。
- ③そのため、外装には軽微な損傷(へこみ・すれ等)が発生することが多々ありますが、これらは損害賠償の対象外です。



特積み(混載)・宅配輸送に必要な梱包事例

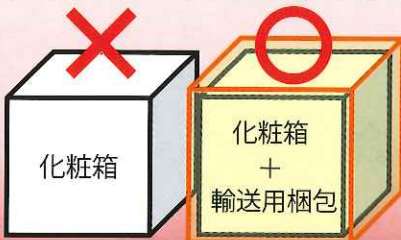
食料品、医薬品、家電製品、缶製品類が外装異常で荷送人様に受取り拒否とされるケースが多くなっています。これらの製品で、**箱も商品として扱われる製品、中身が衝撃に弱い製品や、裸のまま輸送される製品は、特に受け入れが厳しくなっていますので、それぞれ適切な荷造りをお願いいたします。**

必要な梱包の事例

そのまま店頭に並ぶ商品

(家電製品・ギフト製品など)

外装のみの損傷(へこみ・すれ)は商品事故の補償対象外です。化粧箱の商品は必ず外箱に入れて発送をお願いします。また食品・医薬品・紙袋も同様に外装のみの損傷は補償ができません。



衝撃に弱い商品

(ガラス製品、陶器など)

通常のダンボールに加え緩衝材を使用して保護してください。また中身が割れ物である場合にはラベルなどで表示してください。



裸のまま輸送する製品

(一斗缶、ペール缶など)

裸のまま輸送される商品は昨今荷受が非常に厳しくなっております。軽微なへこみでの補償はできません。ビニール包装のみの簡易包装も同様です。



【標準貨物自動車運送約款 第11条(荷造り)】

- 1 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱種別等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。
- 2 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。
- 3 当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。